

○長崎市いこいの里条例

平成10年3月31日

条例第6号

改正 平成13年3月27日条例第10号

平成21年12月17日条例第54号

平成25年12月25日条例第50号

平成29年3月23日条例第18号

(設置)

第1条 本市は、市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もつて市民の福祉の増進に資するため、長崎市いこいの里（以下「いこいの里」という。）を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。

(行為の制限)

第2条 いこいの里において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の行為の許可を与えることができる。

3 市長は、いこいの里の管理上必要があると認めるときは、第1項の行為の許可について条件を付することができる。

(行為の不許可)

第3条 前条第2項に該当する場合において、市長が当該行為の許可につき公益上適当でないと認めるときは、当該行為を許可しない。

(行為の禁止)

第4条 いこいの里においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2条第1項の行為の許可に係るもので市長が特に承認したものについては、この限りでない。

- (1) いこいの里を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を持ち入れ、又は駐車すること。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他いこいの里の管理上支障があると認められること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、いこいの里の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又はいこいの里に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、いこいの里の利用を禁止し、又は制限することができる。

第6条 削除

(平21条例54)

(使用料)

第7条 第2条第1項の行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、行為の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第6条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平13条例10・追加、平21条例54・一部改正)

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第7条繰下・一部改正、平21条例54・一部改正)

(特別な設備)

第10条 行為者は、市長の許可を受けなければ、いこいの里に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。

(平13条例10・旧第8条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 行為者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平13条例10・旧第9条繰下)

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可を取り消し、又は行為を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により行為の許可を受けたとき。

(2) 行為の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて行為者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(平13条例10・旧第10条繰下)

(原状回復)

第13条 行為者は、第2条第1項に掲げる行為を終わつたとき、又はその行為を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その行為の場所を原状に復さなければならない。

2 行為者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を行為者から徴収する。

(平13条例10・旧第11条繰下)

(損害賠償)

第14条 いこいの里の施設、附属設備等をき損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第12条繰下)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平13条例10・旧第14条繰上・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成10年7月18日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第10号)

この条例中第1条の規定は平成13年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月17日条例第54号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第50号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（長崎市漁港管理条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の規定（第5条及び第8条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用又は占有（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占有料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 長崎市いこいの里条例別表

附 則（平成29年3月23日条例第18号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

（平13条例10・平25条例50・一部改正）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	102円
	1月	1,584円
行商その他これに類するもの	1日	257円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。

- 3 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。